

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月16日

【会社名】 株式会社Photosynth

【英訳名】 Photosynth inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河瀬 航大

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目29番11号

【電話番号】 03-6630-4585

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 村上 航一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目29番11号

【電話番号】 03-6630-4585

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 村上 航一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2024年7月16日開催の取締役会において、2024年9月2日を効力発生日（予定）とする新設分割（以下「本新設分割」といいます。）により、当社のギグワーカープラットフォームを活用した施設運営BPaaS事業（以下「本事業」といいます。）の権利義務について、本新設分割により新たに設立する株式会社Migakun（以下「新設会社」といいます。）に承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本新設分割の目的

当社グループは、「つながるモノづくりで感動体験を未来に組み込む」という企業ミッションのもと、これまでオフィスや商業施設における人手不足への対策や業務効率の改善、セキュリティの強化等の要請に対して、誰もが通過する扉における認証やアクセス管理を起点としたソリューションを提供することで、より少ない人手で業務や施設管理の効率性を向上できる無人化・省人化を支えるインフラを担うなど、社会課題の解決に資する事業活動を推進しております。

そして、これらミッションの実現に向けて、業種・業態を問わず人手不足対策や施設運営効率の向上を目的に普及する無人化・省人化などへの高まるニーズを受け、様々なオフィスや施設ごとの課題に合わせた管理運営業務の設計に加え、ギグワーカープラットフォームを通じて総務業務や施設の清掃・管理、コミュニティスペースの運営などのサービスを提供します。本事業では、スマートロックを活用したクラウド型IoTサービスであるAkerun事業で培った顧客基盤やオフィスや商業施設などあらゆる空間の管理運営における知見も活用します。当社グループは、「Akerun入室管理システム」をはじめとしたAkerunブランドのクラウド型IoTサービスに加え、本事業のサービス提供を通じて、オフィスや商業施設などあらゆる空間における、少子高齢化に伴う人手不足対策や生産性の向上、無人化・省人化を通じた業務効率化などの労働力問題の解決を支援します。

本新設分割は、今後、当社として本事業を拡大していくにあたり、会社分割により本事業を子会社化することで、意思決定スピードの向上や市場環境の変化に柔軟に対応できる機動的な事業運営を実現し、当社グループの企業価値の更なる向上を目指すことを目的としております。

(2) 新設分割の方法、新設分割に係る割り当ての内容その他の新設分割計画の内容

新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする簡易新設分割であり、新設会社は当社の100%子会社となる予定です。

新設分割に係る割当の内容

新設会社は、本新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

その他の新設分割計画の内容

新設分割計画承認取締役会決議日 2024年7月16日

分割期日（効力発生日） 2024年9月2日（予定）

本新設分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行うものです。

(3) 新設分割に係る割当の内容の算定根拠

本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本新設分割に際して新設会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮して決定いたしました。

(4) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及び事業内容

商号	株式会社Migakun
所在地	東京都港区芝五丁目29番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 渡邊宏明
資本金の額	15,000千円
純資産の額	30,000千円（予定）
総資産の額	33,366千円（予定）
事業の内容	ギグワーカープラットフォームを活用した施設運営BPaaS事業

大株主及び持株比率	株式会社Photosynth 100%
-----------	---------------------

実際に分割される資産・負債の金額は、上記金額に本新設分割の効力発生日までの増減を加除した上で確定いたします。